



# あつぎ

## 法人ニュース

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

### 消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

荻野神社のイチョウ (写真提供/厚木市)

# 法人会全国大会(福井大会)を開催

## 法人会の平成30年度税制改正に関する提言披露

去る10月5日、福井県産業会館において、上部団体の(公財)全国法人会総連合主催の第34回法人会全国大会が盛大に開催され、全国から約1800名の法人会会員が参集した。大会に先立ち、第一部では毎日新聞専門編集委員の与良正男氏による「今後の政治と経済の行方」をテーマに記念講演が行われ好評を博した。第二部の大会式典では、平成30年度の税制改正に関する提言の披露や大会宣言、また租税教育活動の事例発表が行われた。

今後、全国法人会総連合をはじめ、各県連並びに各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府・政党など関係機関に対し、要望活動を実施する。

### 平成30年度税制改正に関する提言(要約)

― 抜粋 ―

#### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

○ 真の財政健全化を達成するためには、ブライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1・6兆円(社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度

においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえに財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○ 社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成

長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

##### 3. 行政改革の徹底

○ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

##### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

##### 5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。一般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化するべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

○ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大き

く貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

### III. 地方のあり方

○ 地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、



地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

○ 「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

○ 地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正

な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### IV. 震災復興

○ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○ 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

### V. その他

#### 1. 納税環境の整備

#### 2. 租税教育の充実

※「税制改正に関する提言」については、全法連または当会ホームページをご覧ください。

## I 法の趣旨と現状

『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、『高年法』という）』は、その第1条（目的条文）に、

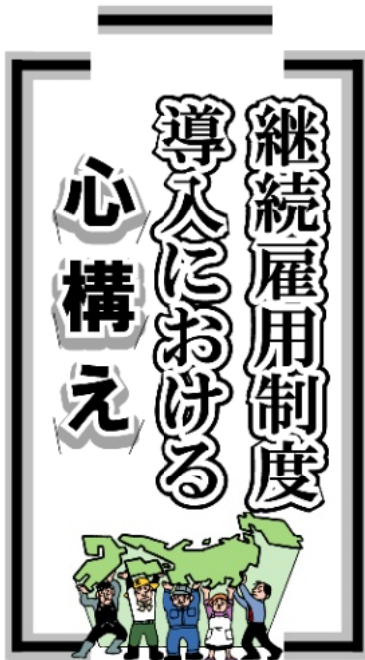
「①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、③定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、④もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、⑤経済及び社

会の発展に寄与することを目的とする」と定めています。

①定年年齢の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年制の廃止、のいずれかの措置を導入することにより、段階的に65歳までの雇用確保措置を講じることが義務付けられたのは平成18年の法改正時ですが、当時は②の継続雇用制度の導入に当たっては、その対象者を一定の範囲で限定することができました。その限定解除が、平成25年改正です。

そもそもの法的趣旨は目

## 高年齢者雇用安定法への企業の対応



社会保険労務士 藤本紀美香

的条文通りなのですが、実

務レベルでは、度重なる法改正を経て、企業は事実上「希望者全員を段階的に65歳まで雇用することが義務付けられるようになった」ということに他なりません。

導入する「雇用確保措置」については、企業の判断に委ねられてはいますが、圧倒的に「継続雇用制度」が多いようです。

法改正のタイミングにより、統計数値に影響があるため、単純な比較にはならないことは論を待ちませんが、企業が導入した雇用確保措置の内訳を限定解除年度である平成24年から見ると、実に8割以上の企業が「継続雇用制度」導入しています。

## II 雇用継続制度の実態

法の趣旨として、「④高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、⑤経済及び社会の発展に寄与すること」を謳っています。果たして実態

はどうでしょうか。

おそらく企業側としては、「よく分からないが60歳で定年退職させる訳にはいかない」という解釈か、労働力不足を補う目的で、取り敢えず「雇用継続制度を導入するしかない」といったところでしょう。

古参の技術職人といった人材であればともかく、いわゆる「会社人」としてゼネラリストを求められてきた中高年齢者の処遇は思いのほか難しいのも事実です。

また、日本型雇用の特徴である年功序列の人事制度が、「ポストを失った後の待遇」を設けられずに、「取り敢えず」を生み出しているのです。

およそ、福祉の増進や経済・社会の発展に積極的に寄与しているとは思えません。

## III 「希望者全員」を再雇用したくないという実情

年齢によらず、優秀な人材には長く活躍して欲しい

という思いは、どの企業にも共通の認識でしょう。

まして、昨今の人手不足の状況から見ればなおさらです。何も100年に1人といった逸材に限っての話ではありません。

組織の中で中高年齢者は、一通り「会社人」を貫いた人材であり、概して「不要な人材」である訳がないと考ええます。

「再雇用したい」と思うところですが、悲しいかな「再雇用したくない」と思う人材ほど、会社にしがみついて離れないという現実があります。

この様な「再雇用したくない」人材は、大抵、定年前に何かしらの問題を起している社員です。

しかも、些末な問題を頻発し、改悛の兆しが全く見られなかったケースがほとんどで、会社として具体的なアクションが起こせず、ずるずると定年まで来てしまったというパターンでしょう。

先述した通り、平成25年

に限定解除されてしまったため、このケースでも門前払いにできません。

高年法は、就業規則で定める解雇事由に該当する場合であれば、当該従業員を継続雇用の対象から外すことを認めています。これはつまり「解雇を成立させる必要がある」ということです。

しかも、定年前であれば懲戒・合意退職も成立したかもしれない場合であっても、いざ定年再雇用のステージに立った途端、「希望者全員65歳までの雇用確保」という厚い壁に阻まれ、「高年齢違反」とされ損害賠償請求もされかねません。

非違行為を繰り返す従業員がいるのであれば、定年まで穏便にやり過ごすのではなく、現役中にしかるべき対処を考えることが必要でしょう。

厚生労働省のHP上に、高年齢法についてのQ&Aがあり、下記の一例が掲載されています。

**Q** 本人と事業主の間で賃金と労働時間の条件が合意できず、継続雇用を拒否した場合も違反になるのですか。

**A** 高年齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入であって、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、高年齢者雇用安定法違反となるものではありません。

しかしながら、昨年名古屋高裁で出されたT自動車事件の判決では、定年前と定年後の職種が全く性質の異なるものである場合、法律の趣旨から、継続雇用としての実質を欠くとの意見が出されており、壁の厚さが伺えます。

**IV 高年齢者等の職業の安定・福祉の増進・経済及び社会の発展**

日本の人口構造は、高齢化の一途をたどっています。若い人材は集まらず、労働力不足も深刻な問題です。

では、労働力をどう確保すればいいのでしょうか。60歳〜65歳という年齢を見ると、どうしても「定年」というイメージが付きまといますが、平均寿命が80歳を優に超える今、身体の健康状態に問題の無い方であれば、まだまだ活躍する場は沢山あると思われまます。

IIで少し触れましたが、継続雇用の際、「ポストを失った後の処遇」に苦慮しているのであれば、今後は「ポストを卒業した後の在り方」について、会社と従業員が双方で考えていくべきでしょう。

どのような働き方を指すのかは従業員の意思・能力次第であり、一方で、会社はどのようなステージを準備できるのか、培ってきたノウハウをどう生かすのか、戦略的に取り組む必要がありまます。

会社・業種ごとにその対応は異なるでしょうが、中小企業の方が臨機応変に対応できるのかもしれない。

「来るべき時」の従業員像を具体的に捉えるためにも、定年の僅か1年前といった短時間ではなく、もつと早いうちから定期的な面談を行い、意思疎通を図っておくことが重要でしょう。(あるいはこの場で日頃の非違行為について注意でもすれば、「再雇用したい人材」に改換してくれるかもしれないという淡い期待も抱きながら……)

**V 有期雇用特別措置法** 最後に一点、手続きについても触れておきたいと思えます。高年法と時を同じく改正された労働契約法第18条は、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に、有期雇用労働者に無期転換権が発生すると定めています。

継続雇用の場合、60歳か

ら65歳まで1年更新の有期労働契約を締結するケースが多いと思いますが、「高度な専門的知識等を有する労働者と定年後の高齢者」については、労働契約法の特例が設けられています。

この特例の適用を受けるためには、雇用管理措置の計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。この認定は一度受ければ(取り消されない限り)、その後、すべての定年再雇用に適用されるものです。

**VI 最後に**

おそらく、現在この高年齢法に対応に奔走しているのは、40歳半ばから50歳くらいの年齢層が多いのではないかと考えられます。

やがて自分達が定年を迎え、再雇用される立場になった時、どんな働き方を指すのか。是非、そういった事を念頭に、制度構築に取り組んで頂きたいと思えます。

## 《平成29年分年末調整等説明会》の開催のお知らせ

### 《日程及び会場》

対象地域※	開催日	開催時間	会場
愛川町	11月13日(月)	(消費税等説明会) ① 10時00分～11時30分 ② 15時15分～16時45分 (年末調整等説明会) 12時30分～15時00分	愛川町文化会館(ホール) 愛川町角田250-1
厚木市 清川村	11月16日(木)	(消費税等説明会) 11時45分～12時30分 (年末調整等説明会) 13時45分～16時15分	厚木市文化会館(大ホール) 厚木市恩名1-9-20

なお、上記11月13日(月)開催の①と②は、同じ内容の説明会となります。

※対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

### 《問合せ先》

説明会、 源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当)	TEL 046-221-3261(内線313)
用紙請求、 法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261(内線121)
用紙請求(市町村関係)、 給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011(直通)
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-6915(直通)
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849(直通)
消費税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(消費税担当)	TEL 046-221-3261(内線312)

### 《お願い》

1 年末調整等説明会は、開始30分前から会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。

2 ご出席の際には、税務署からお送りした『平成29年分年末調整のしかた』及び『平成29年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を必ずご持参ください。

3 諸用紙については、税務署からお送りした「平成29年分年末調整等説明会の開催のお知らせ」の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をあらかじめご記入になり、会場受付にご提出の上、お受け取りください。

各会場とも駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。



## 法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

「法定調書」の作成・提出は、e-TaxソフトWEB版をご利用ください！

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

《電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります。》

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
  - ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
  - ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
  - ④ 送付料金や送付事務が削減。
- 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能！  
※ すべての市区町村に対して、eLTAXで給与支払報告書の提出ができます。

## 軽減税率対策補助金

平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際（注）に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

（注）リースによる導入も補助対象となります。

### ○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント	
複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修するとき使える補助金です。	
補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2／3 ③ タブレット等の汎用機器：1／2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器購入後又は改修完了後（申請受付期間は平成30年1月31日まで）

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント	
電子的な受発注システム（EDI／EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。	
補助率	2／3
補助額上限	小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1／2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請のタイミング	① システム改修等の場合：平成30年1月31日までに事業完了報告書を提出 ※契約、作業着手前に交付申請が必要（申請は随時受け付け） ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：導入後に申請（申請受付期間は平成30年1月31日まで）

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先
軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
URL <a href="http://kzt-hojo.jp">http://kzt-hojo.jp</a>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）



◀ 県法連の  
社会貢献活動へ参加（下草刈り）  
〜県立21世紀の森での森林再生事業〜  
7月22日、上部団体の神奈川県法人会連合会が実施している社会貢献活動「森林再生事業」に、県下18の各法人会等から総勢305名が集まり、本会からは13名が参加協力した。昨年からは南足柄市の県立21世紀の森（成長の森）に会場を移し下草刈りを行い、参加者は心地よい汗を流した。



▲ 経営者セミナー

7月31日、厚木市文化会館において、受託保険会社の大同生命保険㈱と共催による経営者セミナーを開催し、18名が参加した。㈱エフアンドエムの加藤丈侍氏を講師に招き「10年先も勝ち残るために大切な3つのこと」をテーマに、勝ち残る会社の共通点等を解説され好評を博した。

▼ 青年部会があつぎ鮎まつりステージで「税金体操」を披露

青年部会は8月5日、あつぎ鮎まつり会場ステージ（厚木中央公園）において、地域住民の納税意識の高揚ならびに税に対する理解と意識啓発を目的に税金体操を披露した。当日は30名の部会員が集まり、活気溢れるステージで会場は大きな歓声に包まれた。



◀ 花火大会翌日の  
河川敷早朝清掃へ参加  
8月6日、社会貢献活動の一環として、あつぎ鮎まつり花火大会翌日の早朝清掃に本会から20名が参加協力した。



▲ 県法連の

女性部会連絡協議会セミナー

9月14日、ホテルメルパルク横浜において、県法連主催の女性部会連絡協議会セミナーが開催された。当日は県下の法人会女性部会から219名が参加し、本会から5名が出席した。特別講演として、生物学者・理学博士の池田清彦氏を招き「がんばらない生き方、人生を楽しく生きるために」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。



青年部会が「とん漬」アイデア料理コンテストで入賞



青年部会は、厚木市商店会連合会主催の「とん漬」アイデア料理コンテストに応募し、『とん漬ドッグ』を出品して厚木市食肉組合賞を受賞いたしました。







れ好評を博した。に講演が行われ好評を博した。



◆**県法連の税制セミナー**  
 9月28日、箱根湯本の湯本富士屋ホテルにおいて、県法連主催の税制セミナーが開催された。県下の各法人会から211名が参加し、本会から12名が出席した。第1部では、平成29年度の税制改正のポイントについて研修し、また平成30年度の法人会税制改正提言について説明があった。第2部の特別講演ではジャーナリストの辺真一（ピョンジンシル）氏（写真左）を招き「アジアの風を読む」をテーマに講演が行われた。

▼**第25回チャリティーゴルフ大会**

9月21日、大相模カントリークラブにおいて76名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、チャリティーゴルフ大会を開催した。参加者等からの寄付金は総額83,217円となり、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



【東中西コース（3コース）】

- 総合優勝 渡辺 敬三 氏 (GROSS 98 NET 70.4)
- 総合2位 野上 元 氏 (GROSS 90 NET 70.8)
- 総合3位 荻原 敦 氏 (GROSS 77 NET 71.0)
- 【東・中コース】
- 優勝 渡辺 敬三 氏 (GROSS 98 NET 70.4)
- 【中・西コース】
- 優勝 渋谷 達也 氏 (GROSS 104 NET 71.6)
- 【西・東コース】
- 優勝 野上 元 氏 (GROSS 90 NET 70.8)

▶小嶋会長から総合優勝のトロフィーを受取る渡辺敬三氏(右)



チャリティーゴルフ大会への協賛企業ご紹介

9月21日のチャリティーゴルフ大会においては、多くの皆様にご協賛いただきまして誠にありがとうございました。

景品寄贈者名簿（順不同）

大同生命保険(株) 様	東京地方税理士会厚木支部 様
厚木法人会 正副会長会 様	(株)グローバル 様
A I U 損害保険(株) 様	(有)難波商事 様
(株)ノーマ 様	(有)神崎工務店 様
(有)マルモ米穀 様	(株)セキトウェブ 様
(株)七沢荘 様	(有)小松管工 様
黄金井酒造(株) 様	(有)飯山倉庫 様
リラクゼーションマッサージ技術協会 様	(有)長谷印刷 様
(株)東明サイエンス 様	(有)エヌケイハウジング 様
平島運輸(株) 様	(株)小島商店 様
(有)シーオーエム 様	大相模カントリークラブ 様
東日工業(株) 様	アフラック湘南支社 様
税理士法人あいかわ 様	(有)高畑造園土木 様
(有)計算センター愛川 様	(株)アールアサオカ 様



▲**青年部会バーベキュー大会**

青年部会は9月17日、部会員の三田建設運輸(株)様の敷地内において、部会員とその家族をはじめ、会社の仲間などを交えて、バーベキュー大会を開催した。当日は天候不良により河川敷から会場を変更しての開催となったが、44名が参加し、楽しい一日を過ごした。



▲**女性部会日帰り旅行会**

女性部会は10月4日、17名が参加して千葉・房総半島方面へ日帰りバス旅行会を開催した。珍しいハチミツ工房の見学と瓶詰体験をはじめ、海ほたる等の見学、また地魚料理の昼食を楽しみ、親睦を深めた。



▶**厚木第1支部料理教室**  
 厚木第1支部は10月5日、厚木ガス中町シヨールーム・リセにおいて、料理教室を開催した。当日は29名が参加して、楽しく洋食料理を作り大変好評だった。



▶**相川支部旅行会**

相川支部は10月6日、28名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。世界遺産の国立西洋美術館や築地場外市場の散策を楽しみ、参加者相互の親睦を深めた。



## インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



## 【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで  
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）  
公益社団法人 厚木法人会 事務局  
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808  
E-mail info@a-net.or.jp

### 個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

## 新入会員紹介

期間 [平成29年7月～平成29年9月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木 西	株式会社 トータルライフサービス
厚 木	相原興業 株式会社
清 川	有限会社 相馬造林
睦 合 北	SNP物流 株式会社
睦 合 南	有限会社 原設備工業
岡 田	株式会社 広滝内装
岡 田	アイリスオーヤマ 株式会社
戸 田	株式会社 わくわく企画
愛 川 第 2	株式会社 立川産業
愛 川 第 4	株式会社 中津金属
愛 川 第 5	税理士法人 あいかわ
愛 川 第 5	GATE 株式会社

## 【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所  
厚木市旭町2-2-18  
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明  
愛川町春日台5-4-8  
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人  
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階  
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所  
厚木市栄町1-5-4-504  
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所  
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階  
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所  
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301  
電話(046)221-5556

## 税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。



### — 被害に遭わないための注意事項 —

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- ① 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- ② 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ③ 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

ご不審な点があるときは、下記まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】厚木税務署 総務課  
電話(046)221-3261

## 会員増強運動にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介ください

### — めざします 企業の繁栄と社会への貢献 —

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

法人会活動に参加することで、様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

今年も会員増強月間として、10月から12月の3ヶ月間を設定しています。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介いただきますようお願いいたします。  
※1社入会につき、紹介者へクオカード(1,000円分)をお贈りしています。

法人会のキャラクター「けんた」



厚木法人会会員のみなさまへ

## ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします！

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（永年勤続慰労金等）や各種助成（人間ドック・定期健康診断等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しています。会費は、**1人月額600円**（事業主2分の1以上負担）で、パートの方も加入できます。

（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住であれば市外に勤務でも個人会員として加入できます。）

また、未加入の**事業所・個人**をご紹介いただき、その**事業所・個人**がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。

（ただし、1事業所あたり10万円を限度とします。）

ぜひ、お取引先やお知り合いの**事業所・個人**をご紹介ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター  
（ハートピア事務局）

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階  
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611  
URL <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp>  
e-mail [info@atsugi-heartpia.or.jp](mailto:info@atsugi-heartpia.or.jp)

